

報告

日本技術士会北海道本部 社会活動委員会(リージョナルステート研究委員会)

北海道の広域行政について

地域主権分科会 第2回定例会

高橋 一美・武智 弘明

1. はじめに

私たちリージョナルステート研究委員会は「北海道の自律と活性化へ向けた提言と技術士の役割の研究」を目的として、水素・循環システム研究分科会と地域主権分科会の2つの分科会で活動しています。

今年度は地域主権分科会において北海道の地域の現状、特に少子高齢化や人口減少社会を踏まえた、これからの地域の活性化や自治体行政のあり方についてインフラ行政をベースとした全般的な提言を取りまとめる予定です。

そこで、取りまとめに向けた勉強会の一つとして、令和6年7月4日(木)、札幌エルプラザにて表記を開催しました。参加者は、会場が10名、地方部のオンライン参加が8名の合計18名でした。



写真-1 講師の高橋様

今回は、「北海道の広域行政について」と題して、当分科会の会員である高橋一美様(元滝川市役所職員)より、広域行政について、ご自分で体験された経験、長きにわたって調査された成果を講演という形で報告していただきました。より会員相互に広域行政への理解を深めるとともに、それぞれが思い描いている地域経営のあり方について議論を深めることができました。今回の勉強会の目的、意義、講演内

容につきまして、その概要を報告させていただきます。

2. 講演概要

(1) 広域行政の制度

まず、一般的な概要として広域行政の制度を以下のように分類しました。

①広域連携の制度

- ・定住自立圏構想

中心市と近隣市町村が役割分担し、圏域全体として生活機能を確認し、定住の受け皿を形成するものです。

- ・連携中枢都市圏

相当規模の中心性を備える圏域で市町村が連携し、コンパクト化・ネットワーク化により、一定の圏域人口を有した社会経済を維持するための拠点を形成するものです。

②事務の共同処理制度

- ・一部事務組合

市町村等がその事務の一部を共同で処理するために、都道府県等の許可を得て設ける特別地方公共団体で、共同処理する事務は構成団体の権能から除外され、一部事務組合に引き継がれます。

- ・広域連合

基本的な制度は一部事務組合と同様ですが、国等からの権限の委譲や直接請求が認められているなどの点が異なります。

- ・その他の共同処理制度

その他に地方自治法に規定された共同処理制度を以下に記載します。

- 機関等の共同処理
- 協議会

- 事務委託
- 事務の代執行
- 連携協約

(2) 北海道における広域行政の実例

①定住自立圏、連携中枢都市圏等

北海道において現在、国の制度による連携中枢都市圏は2圏域であり、定住自立圏は13圏域となっています。また、北海道のモデル事業で行われている広域連携加速化事業については、国の制度に合致しない圏域で設定されています。設定の詳細は図-1、図-2を参照してください。



図-1 定住自立圏・連携中枢都市圏の形成状況
(道庁 HP より)

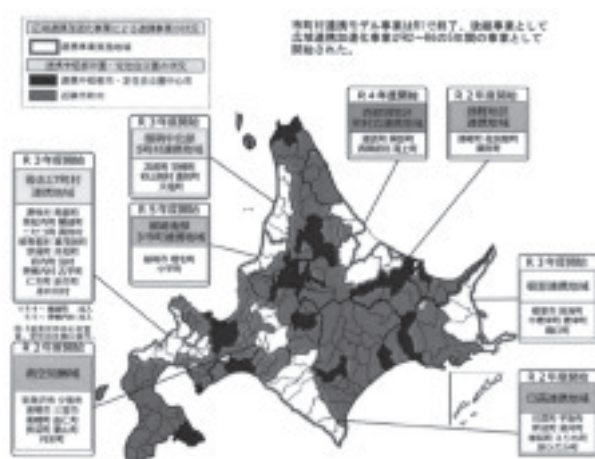


図-2 広域連携加速化事業の実施状況
(道庁 HP より)

②事務の共同化(一部事務組合、広域連合)

事務の共同化の例について以下のように事業別に

道内の事例数を示しています。廃棄物・し尿処理や消防の実例が多くみられることがわかります。

○一部事務組合

- ・水道 用水供給事業～5団体
水道事業～4団体
- ・下水道 流域下水道～3団体
- ・廃棄物・し尿処理 ～34団体
- ・消防 ～35団体
- ・その他 ～29団体

○広域連合

- ・廃棄物・し尿処理 ～7
- ・消防 ～1団体
- ・その他 ～6団体

(3) 広域行政の現状と課題

①一部事務組合と広域連合の課題

- ・迅速な意思決定が難しい場合がある。
- ・各構成団体が共同事務に直接関与できない。
- ・職員の減少等で技術継承が難しい。
- ・各構成団体によって共同事務に対するスタンスが異なる場合がある。

②定住自立圏と連携中枢都市圏の課題

- ・中心市に負担が集中する場合がある。
- ・医療・福祉・地域公共交通の取組事例が多い。
- ・特別交付税措置がメリットになっている場合、実質的な連携が形骸化する場合がある。
- ・新たな連携事業の運営に対してさらなる財源措置を求める声もある。
- ・連携中枢都市圏だけでは東京圏等への人口流出抑制機能が果たされていない。
- ・連携中枢都市圏の機能強化により、圏域外の市町村からの人口流出につながる可能性がある。

(4) 広域行政の先進事例

全国の広域行政の先進事例を広域自治体関わっている4例について以下に紹介します。

①奈良モデル

荒井知事(2007年～2023年)により、奈良県が主導して、市町村サミットやテーマ別懇談会等を頻繁に実施して広域連携の機運を段階的に醸成して

いった例で、全国でも特異な事例として取り上げられることが多いです。

○奈良モデルの 4 類型と取組例

a. 市町村間の広域連携を県が人的・財政的支援を行う。

- ・取組例
- 消防の広域化
- 市町村税の徴税強化
- ニーズに応じた交通サービス
- ごみ処理広域化

b. 県も市町村と同様の事業を行い、県も主体として参加し事業実施を行う。

- ・取組例
- 広域医療提供体制の再構築
- 県営水道を中心とした広域連携

c. 県が市町村の事務を代わって行う。

- ・取組例
- 道路長寿命化点検等の代行
- 県職員派遣による徴税強化

d. 県が各市町村の業務を支援する。

- ・取組例
- 簡易水道事業の技術支援
- まちづくりに関する連携・協働
- 地域包括ケアシステムの構築

②静岡県賀茂地区における広域連携

- ・賀茂振興局の設置、担当副知事の設置
- ・消費生活センターの共同設置
- ・徴税事務の共同処理
- ・監査事務のマニュアル化、連絡会議設置
- ・災害復旧支援隊派遣要領の策定
- ・地籍調査共同実施の基本協定締結
- ・技術的・専門的知識を要する事務の共同処理
マニュアルの策定
- ・水道事業の管理運営に関する、経営戦略・水道ビジョンの共通仕様書を策定

③香川県広域水道企業団

香川県と県内 16 市町(全市町数 17)で用水供給事業と末端給水事業を統合し企業団を設立。

平成 30 年度から事業を開始し、県内 1 水道を実現した。

※企業団に参加していない 1 町は岡山県側から送水を受けているため参加しなかった。

④秋田県の流域下水道を核とした施設の共同化

下水道、集落排水、浄化槽、し尿処理の各自治体の担当者で「秋田県生活排水処理事業連絡協議会」を立ち上げ、以下の共同処理を協議

- ・単独公共下水道・集落排水施設を流域下水道に編入(対象は流域構成団体)
- ・し尿及び浄化槽汚泥の下水道管投入
- ・汚泥(下水道、し尿、浄化槽)を集約処理し資源化
- ・管路施設の維持管理業務(カメラ調査・マンホールポンプ点検)を包括委託

(5) 北海道における広域行政のありかた

これからの北海道が抱える多種多様な課題とそれに伴う、地域行政における持続可能な手段としてしての広域的な連携について以下に検討しました。

①広域連携の形態

- ・市町村間の連携
- ・道と市町村との連携
- ・道による補完・支援

②広域連携に求められる事業の例

a. インフラ関連事業や行政マネジメント事業

- ・水道事業・簡易水道事業
- ・下水道事業
- ・廃棄物処理・し尿処理
- ・消防
- ・斎場
- ・道路(橋梁、隧道)の維持管理、除雪
- ・地域公共交通サービスの運営
- ・市町村職員の共同採用・共同研修

b. 上記以外で必要となると考えられる事業

- ・災害対策体制等の危機管理の連携
- ・公共施設の連携利用
- ・病院の連携及び広域救急体制
- ・介護サービス等の運営連携
- ・子育て支援及び子育て施設の連携
- ・学校教育及び学校施設の連携
- ・定型的な行政事務(内部事務処理)の連携



写真-2 勉強会質疑状況

3. 質疑と意見概要

(1) 質疑

Q1：一部事務組合とした事務は、自治体での窓口はなくなるのでしょうか。

A1：営業窓口を配置した事例はある。

Q2：市町村議会はどう受け止めているのでしょうか。

A2：各自治体議会から選ばれて組合議会が構成されているので、大きな問題は無いが、料金に限って各自治体で議論したいとの希望はあった。

Q3：スタート時の供用済年数の差異による構成団体負担の公平性はどのように対応したのか。

A3：ケースバイケースだが、これまでは施設の新設事例が多かったので、直面していない。

(2) 意見概要

参加者からの主な意見は次のとおりであった。

- 構成団体間での情報共有が重要
- 人口増減に伴う圏域の見直し等が懸念
- 広域化を進めた先の最終形として、基礎自治体の担うべき業務は何が残るか
- 30年後に本道の各地域が経済的に自立しているために、行政はいかにあるべきか、検討すべき
- 人口が減ることを自治体はもっと議論すべき
- 人口1000人級の自治体は、どういう機能を保有すべきか、議論が必要
- 人口が減少し、運営が難しくなった自治体を、国が直轄で運営できないか
- 今後は『道路橋の点検』など専門技術領域は、もっと広域化を進めるべき
- 自治体議員は削減すべき

- 外国人定住の施策も議論すべき
- 定住自立圏の施策を講じて15年以上経過してもなお人口は減少しているので、検証すべき
- 中央省庁の地方分散を積極的に進め、本省職員の地方派遣も重要
- 遠距離の自治体が広域化することは、実務的に難しい面がある
- 道の先導で、各自治体を選択する流れが良い
- 市町村は、出来る広域化は取り組み済みだが、未加入の自治体を取り込むことが課題
- 発注権限などを残したい自治体が少なくない
- 流域治水の施策は道が先導すべき
- 様々な点で、新聞報道されたように「道庁スルー」は常態化している

(3) 終わりに

以上、広域行政の各種制度とその課題、さらに道外の先進事例を踏まえたうえで、これからの北海道の広域行政のありかたの検討方向を提起されました。

今後地域主権分科会は、

- ・基礎自治体の持つべきミニマム
- ・道庁の役割

にも幅を広げることで、分科会の目標を達成できるよう、研究を進めたいと考えています。札幌以外の方の参加も可能としますので、皆様の積極的な参加をお待ちします。

高橋 一 美 (たかはし かずみ)

技術士(上下水道／総合技術監理部門)

日本技術士会北海道本部 社会活動委員会
リージョナルステート研究委員会
地域主権分科会
株式会社ホクスイ設計コンサル 技術顧問



武智 弘 明 (たけち ひろあき)

技術士(建設／上下水道部門)

日本技術士会北海道本部 社会活動委員会
リージョナルステート研究委員会
地域主権分科会 座長
合同会社 武智技術士事務所代表

